

入札監理小委員会  
第702回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第702回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年9月29日（金）13：32～15：18

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

○国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務

○人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理支援業務（デジタル庁）

### 3. 事業評価（案）の審議

○インターネット適性診断システム（ナスバネット）の運用管理及び保守（独立行政法人自動車事故対策機構）

### 4. 次期事業開始時期等の報告

○空港消防等請負業務（国土交通省）

### 5. 閉会

#### <出席者>

関野主査、小尾副主査、井熊専門委員、大山専門委員、柏木専門委員  
宮崎専門委員

(国立研究開発法人情報通信研究機構)

業務企画部 DX企画推進室 寺田室長  
岡本主任研究技術員

(デジタル庁)

省庁業務サービスグループ 人事・給与関係業務情報システム担当 水口参事官  
能城企画官  
松浦参事官補佐

(独立行政法人自動車事故対策機構)

総務部兼安全指導部 福田調査役  
安全指導部 原田マネージャー  
波場アシスタントマネージャー  
経理部 篁マネージャー

(国土交通省)

航空局航空ネットワーク部空港技術課空港保安防災企画室 明間室長  
石村空港保安対策係長  
大畑空港防災対策係長

(事務局)

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○事務局 それでは、ただいまから第702回「入札監理小委員会」を開催いたします。

初めに、国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人情報通信研究機構業務企画部DX企画推進室、寺田室長から御説明をお願いしたいと思います。

○寺田室長 よろしく申し上げます。情報通信研究機構、寺田と申します。

それでは、前回、小委員会のほうでいただきました御指摘事項、アドバイスについて、反映させたことについて御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、事業の概要ということで、本件は情報通信研究機構の職員がクライアント端末、インターネットアクセス、メールの送受信、あとはネットワーク、サーバサービスサポートという形で行うための業務となっております。

事業の目的としましては、情報通信研究機構が機構内のサービスとして運用しているネットワーク、情報サービスを維持運用するということと、良好なネットワークの構築、外部ネットワークの安全な接続、機構内ユーザの情報サービス提供及び支援をするということとを目的としております。

実施施設になりますが、主要拠点6拠点というのは、職員が主にいて、直接、担当SEを置いてあるということになります。こちらが東京都小金井市の本部、兵庫県、大阪府、京都府、茨城県、神奈川県という形で拠点があります。また、地方拠点として東京都の中に4拠点、あと、北海道、鹿児島県、茨城県、千葉県、沖縄県、石川県、宮城県、大阪府という形になっています。こちらは観測施設等があるということで、担当のSEが常駐する、また、通いであるということではありませんが、何かあった場合は遠隔でサポートする、または出張するというようなことになっております。

選定の経緯という形で、本事業は公共サービス改革基本方針、平成24年7月20日の閣議決定において選定されております。平成26年に第1期が実施されております。第1期の実施状況は良好という形で、確保されるべき質の達成、実施経費削減効果あり、複数者が応札されたと評価されて、新プロセスへの移行を行いました。

しかし、第2期以降、1者応札が継続しております。競争性に課題が認められたため、第3期の評価において、次期事業については、一時的に民間競争入札の実施を保留した後、令和4年、民間競争入札を実施することとされ、新プロセスから現行プロセスに再度戻ってきた形になります。

第4期の実施状況についても良好と、確保されるべき質の達成、実質的な経費の削減効

果がありと評価されましたが、最終的には1者応札ということになりまして、継続した形になっております。

今回審議対象となる今期については第5期という形に当たります。よろしく願いいたします。

続きまして、前回の事業の評価を踏まえた対応について御説明させていただきます。

まず、御質問いただきました、さらなる常駐要件の緩和につながる業務要件の見直しということで、コロナ禍において各運用事業者においてもテレワーク等が必要というような形がありましたので、審議の中において駐在が必要な業務について、常駐しないまでも何時間以内に駆けつけて対応することが可であるというような基準を示して、要件を緩和できないかということの指摘をいただきました。

駆けつけの基準については、適切に設定されない場合、大幅な価格高騰または大幅なサービスレベルの低下を招く可能性があるということがありますので、どのような基準を設定するのが適切か、現在の業務の実施状況を踏まえ、引き続き検討を進めているという形になります。

その次、我々としては契約期間の延長というところで、第1期から第4期まで、毎年、2年で行っていましたが、こちらについては、機構としては中期計画というものがあまして、本質的にはなかなか長期の契約というのが結びにくいところはあるのですけれども、機構内で相談しまして、契約期間を2年から5年に延長するということとしております。

そして、さらなる実施状況の開示という形になります。こちらは我々のほうから事業者にはヒアリングを行ったところ、複数の事業者から、積算の参考とするために、運用対象システムの詳細な構成や駐在での工数の時間の実績内容が分かるような資料を確認したいとの意見がありました。これを踏まえまして、次の取組を実施しております。

まず、これまでは、本入札の期間中しか実施していなかった資料閲覧会については、意見招請の時期と入札期間中合わせて2回実施します。これによって、ある意味かなりの長期間にわたって資料の閲覧が可能であることとなります。

その次、駐在作業分類一覧、こちらを具体化し、駐在が必要な作業内容と想定工数を追記しております。

資料の表の一番右側、駐在作業分類の月当たりの件数・総計時間数という形になっております。こちらで実際に現地作業が必要な人員工数というものについて現行業者のほうにもヒアリングをして、月に何時間ぐらいあるのか、何名必要なのかというところを詳細に

記載させていただいております。前回の実施要項のときにはどういった業務があるか程度の記載しかありませんでしたが、こちらのほうをかなり明確に記載できたというふうに考えております。

続きまして、作業実績件数になります。こちら、実施のところは大項目の本部のセキュリティ運用サービスから始まりまして、ネットワーク運用サービス、サポートデスク運用サービス等があるのですけれども、最終的な質の評価を行うサポートデスクのところについては、実施件数合計というのは今まで出しておりました。それだけにとどまらず、今回は大項目の全ての項目について実績件数合計ということでそれぞれのサービス、運用の項目に対してどれぐらいの問合せがあるかというところを詳細化させていただいております。今まで提示させていただいていたサポートデスク運用サービスのところが2万7,173件ということで、当然ではありますが、サポートデスクですので圧倒的に件数が多いのですが、ただ、非常に技術的に高度であろうセキュリティ運用サービスだとか、サーバ運用サービスについてもこれぐらいの件数の問合せが来るということを示させていただいております。こちらについては数字が具体的に記載できたというふうに考えております。

その次、その他の修正変更についてです。

事業規模の拡大という形で、本事業の運用・管理対象とする事務局PCが100台増加という形になっております。こちらは我々が配付しているPCが、事務の方が増える等、そういう形で徐々に増えてきたものについて今回の数字を修正させていただいている形になります。

続きまして、拠点の追加、こちらは2拠点を追加し13拠点に変更となっておりますが、拠点が新たに建ったというよりも、少し分割して1拠点の機能が2つの拠点に分かれたというような形もありまして、具体的に直接運用SEが加わる拠点が増えたというような形にはなっておりません。ただ、出張するべき場所というところを増やした形になっておりますので、何かあった場合に出張するような場所については2拠点追加という形になっております。

続きまして、入札参加可能等級の拡大ということなのですが、入札参加資格のA、B、C、Dというところがあるのですが、今まで我々はこれをA、B、Cで行っていましたが、財務部等と確認をした結果、Dまで入れるという形になっています。こちらによって大きく参加業者が増えるかどうかというのは少し分からないところではありますが、特段の制限を授けないというような形にしております。

続きまして、月例報告会になります。こちらにウェブ会議または機構のテレビ会議を用いて基本とするという形で、今まではテレビ会議ですので、いずれかの会議室というところをメインにしておりましたが、ウェブ会議を基本とすることで、遠隔での月例報告会が可能となったという形になっております。

続きまして、こちらは削減になりますが、本部セキュリティ運用サービスのうちのプログラミングチェック業務の削除という形になります。

こちらは、セキュリティの関係で例えば研究部署だとか、事業部署がつくったプログラミングのチェックをすることということが書いてありましたが、現行の運用のほうからも、こちらのためにプログラミングが分かる要員を抱えるというのは非常に業務負担になってくるといようなことも受けまして、我々のほうとしてもこちらは職員が実施するという形で削除しております。

続きまして、業務内容の追加という形になります。不審メールの月間レポートの作成という形で、こちらはセキュリティのほうで必要になっておりますどのような不審メールがあるかということについて記載するように追加した形になります。

また、システムのクラウド化に伴うMicrosoft Azureの運用という形で、こちらについても基幹インフラのほうで仮想化されたハードウェアを、バーチャルマシン等を使うために、今、Azureを使っておりまして、こちらの監視について追加しております。

その次、端末管理業務の追加という形になります。こちらはIT資産管理ツール等が導入されておりますので、そういったものについて追加された形になります。

その次、DX下における運用対象システムの追加という形になっております。構内電話業務については既に通常の電話業務として入っている部分もあるのですが、さらに内線スマートフォンの管理、運用作業という形で、これまで職員が運用していたものになりますが、今回のSEの業務に付け加えている形になります。

給与システム、図書システムについては、一部システムの名称が変わったり、また、システムが更新されたことによって追加された表記になっておりますので、基本的には現在行っている運用の内容とほぼ変わりませんが、今まで勤務管理という名前だったものが給与の申請とか、給与の明細という機能もつきましたのでこのような名称に直し、実際に給与明細についてのヘルプデスク、サポートデスクも、今まで勤務管理だけだったものについても行うということになっておりますので追加しております。

また、経営管理システム、ローコード／ノーコード開発プラットフォームについては、

この経営管理システムのローコード／ノーコードという形については、職員そのものが開発したシステムについて、運用のフェーズに入ったので現行のSEのほうに入れております。ただ、こちらは、ソフトウェア等ではなくて、あくまでも、仮想化されたハードウェアの部分についての業務を追加しているという形になります。

その次、IT資産管理、EDRということで、こちらもセキュリティのほうで必須となる業務です。こちらもセキュリティ管理の業務がありますので、ここと密に連携して行わなければいけないという形で今回の運用の中に入れております。

その次、2026年4月からの中長期計画による組織改編への対応による業務増加見込みという形で、こちらは今までですと中長期の計画の境目等に契約が切れていたことからこういう文言等は入れておりませんでした。今回、2年から5年に契約を増やすという形になっておりますので、組織改編について十分に考慮して、そのタイミングについては業務量の増加想定が1.5倍程度ということで、中長期の変わり目、3月と4月というのは組織再編等も行われて非常に多くの業務が発生しますので、こちらについて記載した形になっております。

また、こちらは変更という形になりますが、運用対象システムのうち、2つについては物理的なサーバ管理からクラウドでの管理に変更となりますので、財務会計システム、eラーニングシステムについては実施要項のほうで仮想サーバを運用することというように形で記載をさせていただいております。

また、パブリックコメントの対応についてなんですが、意見招請実施について9月21日と書いてあるところは大変申し訳ございません、こちらは我々の手続もありまして、9月27日から10月27日という形になっております。

また、この中で、次回の本委員会に間に合うよう、パブリックコメントの途中であっても進捗具合がありましたら報告させていただきますとともに、しっかりと期限に間に合うように進めさせていただきたいと思っております。

説明は以上となります。御議論のほう、よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○小尾副主査 説明ありがとうございます。実施要項を見た感じだと、業務がすごく多岐にわたっていて、特に、一応题目的にはサービス業務ということですが、総合サービス

業務というふうになっているので、いろんな内容が入るということを想定しているのだと思うのですが、特に何かコンサル的な業務が結構含まれているように見えます。

例えば、211分の77ページに、サーバ設計構築とか、その設計書をつくりなさい、というようなことが出ていたり、211分の132ページには、職員間情報共有システムという機構内での活用展開に向けたコンサルをなさいというようなことが書いてあったりして、こういうことはNICT内部の業務を十分熟知していないとできないような仕事のように見えるのです。

ほかにも、ウェブビデオ会議サービスとかも書いてありますし、IT資産活用、EDRのところもコンサルティングが入っています。

こういうのは、別調達にできないのでしょうか。こういうことは、基本的にはNICTの中の内部業務をきちんと分かっていて、または分析をしてコンサルをするということが望ましいと思うのですけれども、このサービス、運用だったり監視だったり、ネットワークまたはセキュリティの監視等の運用等をやってもらう業者にこういうことまでも求めるとなると、あまりにも業務範囲が広がって、やはり今やっているところが圧倒的に優位になってしまう可能性が高いと思います。

新規参入をするところからすると、これは何をやれば良いのか分からないから手を挙げませんという状況になるのではないかとこのことを危惧するので、こちら辺はどう考えているのでしょうか。少なくともここだけは分離する等、そういうことを検討しないとなかなか難しいのではないかと思います。

○寺田室長 まず、サーバ設計構築という部分に関しましては、こちらのほうはどちらかというリプレース台数等の範囲とかも示されていると思いますし、我々のほうとしては、各サーバの設計書というものを全て保存している形になります。

とはいえ、昨今のサーバというのは、例えば、我々はまだSolarisという特殊なOS、従来からのOSを使っている部分から、一部にはLinuxにリプレースのときにしなければいけない部分というような、要は基幹のウェブサーバ等についてもそういうことが発生するというふうを考えております。あくまでも現状の業務を、例えば業務の範囲内で故障したとき、または業務の範囲内で更新しなければいけないタイミングが来たときに対応できる能力を求めているというような形になっておりまして、コンサルティングというようなことが、直接、業務運用だとか、ビジネスプロセスというようなところまで突っ込んでアドバイスをいただくようなものではないというふう考えております。

もしそのコンサルティングというような言葉が不適切ということであれば、こちらのほうについて修正することは全く問題ないというふうに考えております。

○小尾副主査 ありがとうございます。いわゆる、この文章だけを読むと、結局何をやれば良いのかというのが十分把握できない可能性がありますので、もし従来からやっているものであればこういう内容ですよということを何らかの形で明記をする、または閲覧資料等でこういうことをやっているのですということをしちんとお知らせするというようなことを含めて検討していただければと思います。そうでないとなかなか、これだけ見て、何をやれば良いのかということが把握できないとやはり躊躇するということになると思いますので、その部分はよろしくお願いします。

○寺田室長 分かりました。こちらの要項そのものを改変するか、または必ず説明の資料のほうで提示するような形で進めたいと思います。ありがとうございます。

○事務局 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 それでは、ただいま議論いただいた内容につきましては、資料そのものを改変するのか、または資料閲覧会で分かるような資料を提示するのかという点につきまして、機構と事務局とで内容を確認、調整させていただきまして、その結論については後ほど報告させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○寺田室長 情報通信研究機構は了解です。

○小尾副主査 私は良いです。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いします。

○関野主査 それでは実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したということで、若干の修正等があるかもしれませんが、その後の監理委員会の報告、資料の作成につきましては私に一任していただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関野主査 では、今後、実施要項（案）の内容等に変更、疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせをして、適宜意見交換をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

○寺田室長 大変ありがとうございました。

(国立研究開発法人情報通信研究機構 退室)

(デジタル庁 入室)

○事務局 続きまして、人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理支援業務の実施要項(案)について、デジタル庁省庁業務サービスグループ人事・給与関係業務情報システム担当、水口参事官から御説明をお願いしたいと思います。

○水口参事官 デジタル庁で人事・給与システムの担当参事官をやっております、水口と申します。よろしく申し上げます。

まずは、9月1日の前回の小委員会におきまして、非常に貴重なコメントをいただきましてどうもありがとうございます。本日は、前回いただきましたコメントを踏まえまして修正した点を中心に御説明をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

まずは、業務の概要から御説明させていただきますけど、資料B-3の業務概要の資料の3ページを御覧ください。

今回の対象となっておりますプロジェクト管理支援業務の概要につきましては前回御説明させていただきましたが、業務のイメージとして下に図が書いてありますけれども、この中でデジタル庁の役割が分かりづらいという御指摘をいただきました。こちらにつきましては、真ん中の上にございます枠のところ、統括・予算ユニットですとか、改修・保守ユニットと書いているところの大きなまとまりがデジタル庁の人事・給与システム担当という事で我々の部分でございますので、そこを明記させていただきました。

続きまして、前回御指摘いただいた中で、本事業の名称につきまして、内容を表せていないのではないか、分かりづらいのではないかという御指摘をいただいたかと思っております。これにつきましても資料B-3の3ページ目で御説明をさせていただきます。

本事業につきましては、こちらで御説明したとおり、人事・給与システムに係るプロジェクト管理を支援する業務ということでございますけれども、業務概要のところの③のところに注で、小さい字で書かせていただいておりますけれども、我々が今回使用しておりますプロジェクトという言葉ですとか、あと、プロジェクト管理支援事業者という呼び方の定義でございますけれども、これらはデジタル庁のホームページ等で公表されておりますデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインというものが令和5年3月に出ておりますけれども、こちらの中で定義されているものでございます。

具体的に申しますと、プロジェクトとは特定の対象範囲に対し、特定の目的、目標を実現するために、特定の期間に実施する作業のまとまりのことということと、あと、プロジ

プロジェクト管理支援事業者とはプロジェクトの全部または一部におけるプロジェクトの管理上生ずる作業について、プロジェクトマネジメントオフィスを支援する事業者をいうということで定義をガイドラインの中でされておりますので、本事業の名称のままでも事業者にとっては理解いただける名称ではないかと思っております。

一方で、何人かの方から御指摘いただきましたけれども、本事業におけるデジタル庁と事業者の役割がなかなか分かりづらいのではないかと御指摘は何度もいただいておりますので、こちらにつきましては名称ではなくて、実施要項等の中で具体的になるべく分かりやすい表現に修正をしております。

具体的には、資料B-2、実施要項の資料を御覧いただきたいと思います。71分の4から7ページぐらい、こちらの4ページぐらいでそれぞれ事業の背景ですとか内容等につきまして説明している部分でございますけれども、こちらにつきましては、よりデジタル庁の役割が分かりやすいように修正をしております。

例えば、4ページでいきますと、目的としては、我々デジタル庁の人給専任部門の業務やプロジェクトにおける人給専任部門の意思決定に寄与することも目的とするというようなことも追記しておりますし、6ページでいきますと、それぞれ誰が行っていることかということが分かりやすいように、6ページの(6)ですとか(9)辺りに設計書とか調整に関わる部分として人給専任部門との間で行うとか、人給専任部門が行うといった形で、その主語をきちんと明記する形でデジタル庁との関係を明記しているということでございます。

特に、7ページの中・長期の諸課題への対応というのが少し他の部分と種類が違うので、より分かりづらいのではないかと御指摘もいただいたかと思っております。こちらにつきましては、受託者には人給システムに関する中・長期的な諸課題を提案させるものではなくて、当該諸課題についての解決の方向性や検討スケジュール案を提案させるというものでございますので、こういったことが分かりやすいように7ページのところの記載を修正しているところでございます。

続きまして、引継ぎの話をいただいたかと思っております。ページの的には71分の9ページを御覧ください。こちらの業務の引継ぎに部分につきましては、前回の御指摘を踏まえまして、より分かりやすいように修正をさせていただいております。

御指摘としては、引継者が費用負担だとか、そういうところが課題になるのではないかと懸念を持たれるのではないかと御指摘だったかと思っておりますけれども、こちらに

つきましては、引継事項につきましてはあらかじめ人給専任部門の承認を経るということを追記しております。

また、引継ぎの書きぶりにつきまして大きく2つに分けさせていただきまして、現行の事業者から今回新たに調達する受託者への引継ぎの部分と、今回の調達における受託者からさらにその次の受託者への引継ぎの部分という形で(1)、(2)で分かりやすいように分けております。いずれの部分につきましても、費用負担については、委託者または当該業務を実施している事業者の負担になるというようなことを明記して、費用負担の考え方を追記したところでございます。

続きまして、入札参加資格に関しまして、71分の11ページを御覧ください。こちらは(9)のところで、受注実績としていろいろ記載していたところでございます。我々としたしましては、なるべく多くの方に参加していただくために要件は緩和すべきという御意見も分かりますし、一方で、きちんと実績のある方に受注してもらいたいというところもございますので、そこのバランスが難しいとは思っておりますけれども、前回の御指摘を踏まえまして、5万人といったような具体的な数字につきましては削除をさせていただいております。

具体的に言いますと、1つ目のポツでいきますと、利用者が5万人以上となる大規模情報システムの構築というところの具体的な数字の部分は削除いたしまして、府省共通システムまたは同規模の情報システムの構築及び運用保守に係るコンサルティングやプロジェクト管理業務の経験があるかといった形で、より参加しやすいような要件に見直したところでございます。あわせて重複している部分とかも含めまして改めて整理しているところでございます。

続きまして、契約変更の際の契約額変更についての御指摘をいただきました。ページ的には71分の20ページを御覧ください。20ページの13.2、前提条件等というところでございます。こちらにつきましては、仕様に変更が発生する場合には契約額を含めた契約の変更や契約の解除を可能とするということで、契約額の変更もきちんと行いますということは明記をさせていただきましたので、御懸念の点につきましてはこちらで解決できるのかなというふうに思っているところでございます。

御指摘については以上だったかと思えます。御指摘の趣旨を踏まえる形で我々としても修正させていただきましたので、また御審議のほどよろしく願いいたします。

私どもからの説明は以上でございます。



また、今回、開発から運用支援まで入っておりますけれども、逆に一連の流れが十分に分かっている事業者のほうがそういった下流においても支援していただきやすいのではないかとことも思っておりますので、今回の仕様内容でも十分対応いただける内容かなというふうに我々としては考えているところでございます。

○大山専門委員　そういうところは責任を持ってやろうとすればするほど手を挙げなくなると思われます。要するに、プロとして責任取れないということになってくる可能性があるということだけは、逆に受注者側、すなわち応札しようとする側からそういう危惧を持つということをやっぴりお伝えしておきます。それが1点目です。

2点目ですが、ここに書いてある、様々に何々を実施することと書いているのですが、本来全部これは発注者が行うべきことが書かれているので、ほとんど丸投げではないかと思えるのです。そのため、ここについては全部、これらを支援するだけだというのが、この文章を見ていると、要するにサービス調達みたいな感じになってしまっています。

だから、そこのところは発注者としての責任範囲というのがいまひとつここで明確になっていなくて、全部管理すべき、支援すべきというのではなくて、提案はまだ分かるのですけれども、実業務としてやらなくてはいけないことは発注者がやらなければいけないことを行えと書いてあるように見えるのです。やっぱりそこは支援なのかそうではないのかというのがはっきり分かるようにしたほうが良いのではないかという気がします。

それとあと、ほかの省庁との人給専門部門との間の調整等については、これは請けるところはないのではないのですか。これは大丈夫なのですか。責任を持って請けられるとは思えないのです。この辺のところも何か過度に依存していませんかという私は印象を受けますので、その辺については、それで今までやれているから良いという御判断なのか、あるいは、今回はこれで実施できるという御判断があると思えますけれども、ぜひそこは、あくまでも支援であるという位置づけを守ってあげるような形でないと競争性は出ないのではないかとというふうに危惧します。私の意見は以上です。

○水口参事官　御指摘ありがとうございます。

そういった感じを受けられるということであれば、やはりまだ誤解を生じる部分も残っているのかなというふうに感じるところでございます。

そういった意味では、今、御指摘いただいたように、ここに挙げている全てについて、人給担当部門が基本的にはやるべきことを、受託者に支援をいただくというところは変わらないものですから、例えば頭のところにそういった基本的な考え方につきまして、2.2

の（１）とか（２）とか、具体論に入る前に基本的なスタンスを追記するような形で、より誤解のないようにできればなと思っております。

あと、各府省への調整等も含めまして、今回、我々のやるべきことを丸投げではないかという御指摘もいただきましたけれども、これまでの実態といたしましては、我々デジタル庁の職員が基本的には相当な部分、中身に関わるところまで大分踏み込んで対応している部分でございますので、基本的には十分我々のほうも関与して業務をやっているというのが実態でございますので、丸投げというようなことはなく、我々のほうが主体となってやっている部分でございますので、そこは、御懸念は特に必要ないかと思っております。

○大山専門委員 ありがとうございます。もしそうであれば、調整等については、あくまでも受注者は伝言しかできないと思うのです。そうでないと、権限持っていないでしょうから、その辺のところは、こんなこと行うのかという印象を持たれないように、分かりやすく明確にお書きいただくほうがよろしいのではないかと思います。

○水口参事官 ありがとうございます。

府省との調整の矢面に立たせるつもりはなく、基本的にはデジタル庁が調整すべきというのはおっしゃるとおりでございますけれども、その調整する過程において、例えば技術的なアドバイスだったり、そういった客観的なサポートをいただける部分につきましてサポートをいただくということでございますので、丸投げで省庁とのやり取りが任せっきりになるということにはございませんので、もしそれが分かりづらいということであれば、あくまで支援だということをより分かりやすく修正したいと思っております。

○大山専門委員 今答えていただいたことが明確になっていれば、記載されたほうがよろしいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○井熊専門委員 私も大山先生と同じようなことを感じるのですがけれども、例えば2.2に書いてある人事・給与システムのプロジェクト全体の進捗管理、これは業者が行うことではなくて、デジタル庁と事業者が一体となって行う業務の項目に書かれていると思うのです。だとすると、まず一番初めにこの（１）にこうあったら、デジタル庁は何々を行う、それに従って業者はこういうふうに行うというふうに書けば良いのではないかと思います。

例えば、全体のスケジュール管理があったとしたら、それはアウトカムとかアウトプットとかというようなものをデジタル庁が定義されて、それに対してはあくまでも事業者が行うわけです。だから、何かそういう書き方で、デジタル庁が何を行って、それを受けて事業者は何を行うという、そういうことが分かる書きぶりにしていったほうが良いのでは

ないかと思えます。

○水口参事官 御指摘ありがとうございます。引き続き、水口が答えさせていただきます。

先ほどの大山委員と基本的には同じような御趣旨の御指摘かと思っております。基本的には、繰り返しになりますけれども、これらに挙げている項目につきましては、基本的にはデジタル庁が本来行うことを、技術的サポートだったり、または事務的な作業軽減のために、作業部分について御支援いただくというところがメインでございますので、そういったところが分かりやすいように、頭のところに基本的な考え方といいますか、スタンスというものを書くことによって、そういった誤解がないようにしていきたいと考えております。

○井熊専門委員 繰り返しになりますけれども、デジタル庁がこういうことを行うというコミットがあって初めて事業者の業務範囲が定義されるわけです。だから、そのところを明確にぜひしてほしいと思えます。

○水口参事官 どうもありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 事務局でございます。ただいま御指摘いただきました大山委員と井熊委員の御指摘に係りまして、事業内容につきまして、デジタル庁と受託者との関係を、まずデジタル庁がどういったことをやるということを記載した上で受託者がどういったことをやるというような書き方を頭の当初のほうに書いた上で、業務内容についても明確にデジタル庁のサポートをしていただくというような内容が分かるような記載とするように修正するという形でよろしかったでしょうか。

○水口参事官 書きぶりにつきまして、また検討して、御相談させていただきますけれども、基本的にはいただいた趣旨を踏まえて、より分かりやすくさせていただきたいと思えます。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いします。

○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、デジタル庁におきまして引き続き記載内容、記載方を御検討いただきまして、事務局を通して、各委員が確認した後に、手続を進めるようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○水口参事官 どうもありがとうございました。お世話になりました。またよろしく申し上げます。

(デジタル庁 退室)

(独立行政法人自動車事故対策機構 入室)

○事務局 続きまして、インターネット適性診断システム（ナスバネット）の運用管理及び保守の実施状況について、独立行政法人自動車事故対策機構安全指導部、原田マネージャーから御説明をお願いしたいと思います。

○原田マネージャー かしこまりました。自動車事故対策機構の原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。当機構のインターネット適性診断システム、ナスバネットと呼称しております。このシステムの運用管理及び保守について御説明をさせていただきます。

まず、この案件でございますけれども、最初に市場化テストの対象になりましたのが平成29年度から令和3年度までの5年間の契約でございました。1期目の評価の際に、経費削減及び競争性に課題があるということでございまして、市場化テスト継続の評価をいただいたところでございます。現在は、市場化テストの2期目でございまして、令和4年度から令和6年度までの3年間の契約でございます。今般、市場化テストの終了プロセスに移行させていただきたいということでございます。今後も当機構といたしましては、サービスの質の維持向上、経費の削減、事業の透明性の確保を図っていく所存でございます。本日は御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事業の概要等につきましては、当機構の波場のほうから御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○波場アシスタントマネージャー 自動車事故対策機構の波場と申します。10分程度お時間を頂戴いたしまして、事業の実施状況について御説明させていただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料C-2、事業概要のポンチ絵を御覧ください。まず、この適性診断でございますけれども、運転者の性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスを行うものでございます。

国土交通省令によりまして、自動車運送事業者に対し、特定の運転者、これは新たに採用された運転者でしたり、高齢運転者、これは65歳以上の方を指してございます。あるいは、事故を起こした運転者といった、これらの運転者に対し、国土交通大臣の認定した適性診断を受けさせることを義務づけているところでございます。

ナスバにおきましては、国土交通省が認定した適性診断を実施するため、P C 端末等を使用し、運転特性を測定するインターネット適性診断システム、ナスバネットでございます。そのナスバネットを開発しているところでございます。

資料の左下の図を御覧いただきますと、ナスバネットと記載のあるこのような機器を用いまして、個人の特性を測定し、測定した結果を適性診断票として出力し、診断票を基に助言、指導を行うところまでがこの適性診断業務の一連の流れでございます。

受診者数は年間約48万人となっており、私どもの支所、これは全国に50支所ございますけれども、そこで実施をしているところでございます。

また、私ども、ナスバ以外におきましても、国土交通省から認定を受けて適性診断を実施している民間参入機関に対し、このシステム、ナスバネットを提供しており、全国で106団体存在してございます。

次のページを御覧ください。ナスバネットを利用しているユーザーの概要をお示ししてございます。

先ほど申し上げましたとおり50支所、全国にございますが、診断を行っている端末は合計695台でございます。それ以外にも、自社で適性診断を受診したいという御要望にお応えをするため、運送事業者等にナスバネットを設置している、契約事業者と呼んでございますけれども、契約事業者が3,373者存在してございます。

また、ナスバネットを提供している民間参入機関106者においては、端末が524台存在しているところでございます。

さらに、自社にナスバネットを設置するのが困難な事業所に対しては、ナスバネットの機器一式を貸出しして適性診断を受診いただくといった、貸出しといった業務を実施しているところでございます。

では、続きまして、資料3-1、実施状況報告書を御覧ください。まず、1ポツ、事業の概要の(1)業務内容でございますけれども、資源管理、それから障害対応管理、セキュリティ侵害管理、性能管理といった、システムの運用管理保守に関する一般的な業務、それからヘルプデスクの業務、そういったことで構成されているところでございます。

契約期間については令和4年度から3年間というふうになってございます。

受託事業者は株式会社シーイーシーとなっており、実施状況評価期間は令和4年度の1年間となっております。

次のページをお願いいたします。(5)受託事業者決定の経緯でございますが、入札参加

者から提出されました本件業務における競争参加資格などの入札書類を審査した結果、ナスバが定めた要件を全て満たしていることを確認してございます。また、入札価格については予定価格の範囲内でありました。

なお、従来の受託者である株式会社M i n o r i ソリューションズが入札に参加しなかった理由は、グループ内で合併があり、従来の担当部署が保守業務を担わなくなったためというふうに聞いているところでございます。令和3年10月にSCSKグループのM i n o r i ソリューションズ、C S I ソリューションズ、W i n テクノロジ、この3者が合併をして新たにSCSK M i n o r i ソリューションズというものが発足しているというふうに聞いているところでございます。

続きまして、2ポツの確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございますけれども、本件の実施要項で定めた民間事業者が確保すべきサービスの質の達成状況に対するナスバの評価といたしましては、業務内容、稼働率、ヘルプデスク利用者アンケート調査結果、セキュリティ上の重大障害件数、運用上の重大障害件数、ウイルス情報の把握、ウイルス定義ファイルの更新といった全ての評価項目において業務の質が確保されているというふうに評価しているところでございます。

なお、ヘルプデスク利用者アンケートの調査結果につきましては、別紙として資料の最後のページに掲載をさせていただいているところでございます。

続きまして、3ポツの実施経費の状況及び評価でございますけれども、(1) 実施経費といたしましては、市場化テスト実施前経費が3年間税抜で1億200万円であります。こちらを3で割ると年間3,400万円となります。この費用にはアプリケーション改修業務費用年間950万円を含む仕様となっていたことから、先ほどの金額を補正し、市場化テスト実施前の補正金額は年間2,450万となっております。

続きまして、市場化テスト実施後経費でございますが、3年間税抜で7,450万円であり、3で割ると年間2,483万3,000円となります。この金額には、初期費用である178万円、単年度当たり換算59万3,000円が含まれてございます。この初期費用とは、運用を開始するに当たり、その環境整備に係る各種調整作業、配線敷設に係る費用、スイッチングハブ及び作業用PC調達費用などが含まれております。この費用は従来の受託者以外が落札したことから発生したものであり、市場化テスト実施前経費との比較にはなじまないことから、この金額分を補正いたしますと、年間の費用といたしましては税抜で2,424万円でございます。

(2) の評価でございますけれども、市場化テスト実施前と後の費用を比較し、削減費用を算出すると、年間26万円の削減となり、3か年では78万円の削減となっております。

続きまして、4ポツでございますけれども、お時間の関係上、説明は割愛させていただきます。5ポツの全体的な評価のところを御覧ください。業務全体を通した実施状況といたしまして、(1) 実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受けた事実、または業務に係る法令違反行為等を行った事案はございませんでした。

(2) ナスバには、監事及び外部有識者で構成され、契約の点検・見直しなどを行う契約監視委員会が設置されております。本業務に係る契約についても監視の対象とされてございます。

また、実施状況報告については上記委員会によるチェックを受ける、または外部有識者から個別に意見を伺うことによりチェックを受ける体制が整っており、当期の実施状況報告については外部有識者及び最高情報セキュリティアドバイザーから適切に実施をされているとの評価を得ているところでございます。

(3) の競争性を高めるための取組、6個掲載させていただいておりますけれども、①説明会の複数回開催、②入札公示を早めることにより、公告期間、質問期間及び資料閲覧期間を十分に設けるとともに、質問への回答は原則公表してございます。

③引継期間は1か月から2か月に延長してございます。

④前回の入札説明会等に参加した事業者や、機構内の他部署の担当をしてもらっている事業者さんへの声かけを実施しているところでございます。

⑤アプリケーション改修を含む仕様と含まない仕様とどちらが応札しやすいか事業者へヒアリングしたところ、含む仕様の場合はアプリケーション、システムの深い知見がないと対応できないといった声がありましたので、含まない仕様が良いとする事業者が多かったことから、含まない仕様としてございます。

⑥統括管理者の非常駐化、及びいずれかに合格していることが必要な資格にPMPを追加するなどの、こういった取組を実施しているところでございます。

続きまして、(4) 本事業の入札においては、従来の受託者以外が落札し、1期目及び2期目と全て受託者が替わっているところでございます。他方で、引き続き1者応札であったことから、競争性の課題が完全に解消されたとは言い難いところでございます。

しかしながら、民間事業者11者へヒアリングした結果、そもそもシステムの保守業務

については、原則として自社で構築したシステム以外は請け負わない方針の民間事業者が多いこと、完全な独自業務であり、業務の特殊性があること、必要とされる交通心理学等の高い難易度が求められること、ステップ数約110万というシステムとしての規模の大きさ、年間受診者数約48万人、認定機関106者が存在していることから、問題が発生した場合のリスクの大きさなど、ナスバネット固有の理由で体制を構築することが困難であることなどが要因でございました。この点につきましては、後ほど自己チェック資料の御説明の際に補足をさせていただきたいというふうに考えてございます。

(5) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標につきましては、稼働率は100%であり、セキュリティー上及び運用上とも重大な障害は発生しておりません。

また、ヘルプデスク利用者アンケート調査結果は、質問ごとの基準スコアである75点以上を維持してございます。

さらに、ウイルス及びウイルス定義ファイルの更新は発生しておりませんが、適切に対応できる運用がなされていることから、対象業務の質が確保されていると評価してございます。

(6) の経費につきましては、市場化テスト実施前経費と比較し、78万円の経費削減効果があったと評価してございます。

続きまして、6ポツの今後の事業についてでございますけれども、競争性の確保における課題について、従来の受託者以外が落札したことから一定の成果は認められるものの、引き続き1者応札であったことから、課題が完全に解消されたとは言い難いところではあるんですけれども、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないため、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する方針の基準に照らし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了したいと考えているところでございます。

なお、市場化テスト終了後におきましても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施機関、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、評価委員会等第三者チェック機能を維持し、引き続き法の趣旨に基づき、ナスバ自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、資料3-2、自己チェック資料を用いまして、ナスバネット固有の理由で体制を構築することが困難であるという点について、先ほどの説明を補足させていただきたいと思います。

2 ページ目の②実施状況のさらなる改善が困難な事情の分析について御説明させていただきます。

監理委員会において、委員の先生方から御指摘いただいた点なども含めまして、競争性改善に向けた対応は全て行っているところでございます。

また、本事業の入札においては、従来の受託者以外が落札し、1 期目及び2 期目と全て受託者が替わっているところですが、他方で、引き続き1 者応札が継続というふうになっているところがございます。

分析した結果でございますけれども、2 ポツのところを御覧ください。(ア) から (エ) のところまでがナスバネットの固有の理由でございますけれども、まず (ア) の業務の特殊性につきましては、本件業務は一般的な汎用ソフトウェアとは異なり、国土交通大臣から認定を受けて初めて適性診断システムとして使えるようになり、3 者しか認定を受けていないという極めてニッチな分野の業務であることから、これまでに民間事業者で蓄積されたノウハウ等が相対的に生かしづらく、体制構築が困難な業務と言えると考えてございます。

(イ) の高い難易度につきましては、本件業務には、プログラム改修が含まれていないものの、障害発生時の原因追及が含まれており、プログラムを解析する能力が求められているところがございます。適性診断システムでありますので、プログラム解析には、交通心理学等の理解も必要となり時間がかかってしまうことから、体制構築が困難な業務と言えるものと考えてございます。

ここの適性診断業務であるためという部分は、診断項目に対しどのような回答や動作を行うとどのような結果を示すかといった特定のロジックがプログラミングされており、どうしてもその解析は難易度が高くなってしまいう背景がございます。

また、規模が大きいというのは、先ほどもステップ数が膨大であるため規模が大きくなり、他方で運用管理及び保守業務となることから、予算規模は小さく、民間事業者にとっては、利益が見込みづらい上に、システムを把握するのにも時間がかかるので、体制構築が困難な業務と言える認識してございます。

また、問題が発生した場合のリスクの大きさでございますが、万が一長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害が発生した場合、受診者は受診することができなくなり、場合によっては、事業用自動車の運転者が乗務を開始できなくなる事態が生じてまいります。原則とし

て、事業用自動車の運転者として乗務を開始する前に初任運転者のための適性診断を受診する義務がございます。

また、国土交通大臣の認定を受けて、ナスバと同様に適性診断業務を実施する機関に対し、ナスバネットを提供しており、重大障害が発生すると、この認定機関にも影響を与えることから、リスクが極めて大きくなっており、民間事業者がリスクを排除するための体制構築が困難な業務と言えるものと考えてございます。

この（ア）から（エ）までの4点がナスバネットの固有の理由で体制を構築することが困難な要因であると考えてございます。

時間がオーバーしてしまっても大変申し訳ございませんが、自動車事故対策機構から事業の実施状況に関する説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、事務局から説明いたします。

○事務局 事務局でございます。独立行政法人自動車事故対策機構のインターネット適性診断システム、ナスバネットの運用管理及び保守の事業評価案につきまして御説明させていただきます。

ナスバネットの概要、また、事業の概要につきましては、先ほど実施機関のほうから説明がございましたので省略させていただきます。

今期は市場化テスト2期目となり、令和4年4月から令和7年3月までの3年間で実施しているところですが、評価としましては、終了プロセスに移行することが適切であると考えておまして、その理由につきまして、資料C-1、事業評価案に基づきまして御説明いたします。

まず、2ページから3ページにございます対象公共サービスの実施内容につきましては、適切に履行されており、サービスの質は確保されていると評価いたします。

実施経費につきましては3ページ以降になりますが、市場化前に含まれていたアプリケーション改修業務を控除いたしました従来経費と、第2期は事業者が替わったことで含まれた初期費用を控除いたしました実施経費を比較いたしましたところ、78万円、1.1%の減少となっており、金額は小さいものの一定の効果があったものと評価できるかと思えます。

一方で、本事業は1期、2期とも1者応札になっておりますが、これまでに実施した競争性改善のための取組といたしましては4ページ以降にございます。1期、2期を通しま

して、入札公告期間や質問期間の延長、資料の閲覧につきましては従来実施しておりませんでした。閲覧可能としたり、個々の実施状況に係る情報の開示も対応いたしました。また、入札説明会を複数回実施したり、機構内の他の事業の請負事業者などへの声かけなども実施いたしました。また、従前の契約には含まれていたアプリケーション改修業務につきましては、事業者ヒアリングにより、含まない仕様といたしました。

しかしながら、本事業における特殊性といたしまして、本システムは一般的な汎用ソフトウェアとは異なり、国土交通省から認定を受けている適性診断システムとしては3者のみで開発、運用されているもので、民間事業者が他の事業で蓄積したノウハウなどを生かしづらい業務であり、新規参入を考える際に体制構築が困難であると考えられます。

また、本事業には、障害発生時の原因追及のため、本システムのプログラムの解析能力が求められます。障害発生時のプログラム解析は原因への早期対応などのため不可欠であることから、別契約にすることができず、また、プログラム解析には交通心理学などの専門知識が必要となることから、その体制構築が困難であると考えられます。

それらに加えて、本システムのステップ数も膨大であるものの、運用管理及び保守業務ということで予算規模が小さいことから、利益が見込みづらいこと、また、システム障害が生じた場合の影響が大きいことから、問題発生時のリスクを排除するための体制構築が困難であるという状況がございます。

そして、1期、2期と1者応札であるものの、事業者が替わっている経緯につきまして実施機関に確認したところ、従来の請負事業者は本業務の人員を他の業務に投入するとして、1期は応札しなかったということから、新たな担い手として、株式会社Minorソリューションズが応札いたしました。

また、1期で実施していた事業者ですが、令和3年10月にグループ内での合併があり、従来の担当部署が保守業務を実施しなくなったことから、令和4年4月からの第2期には応札いたしませんでした。

新たな担い手として、株式会社シーイーシーにより2期が実施されることとなりましたが、当該事業者は、令和元年5月から別調達としていたナスバネットのソフトウェア、ハードウェアの賃貸借及び保守を請け負っていたということから、現行のシステムにある程度精通していたということが応札するきっかけとなったということでした。

各期で事業者が変更となっていて、従前の事業者の撤退によって競争性が改善するかと思われたところですが、機構内の他の調達案件で付き合いのある業者などに入札しなかつ

た事業者へのヒアリングを実施したところ、本システムの特殊性や難易度、規模の大きさや問題発生時のリスクなどのナスバネットの固有の理由により体制を構築するのが困難であるということや、自社で構築したシステムの保守業務以外は請け負わない方針であるという意見があり、参入が難しいというヒアリング結果になりました。

評価のまとめといたしまして、サービスの質及び経費の面では、先述のとおり、いずれも達成されていると評価できると考えます。

一方、競争性の確保につきましては、1期、2期とも1者応札であり、競争性の改善に向けた取組を実施したものの、事業の特殊性などにより、実施状況のさらなる改善が見込めないものと認められます。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示などの措置はなく、法令違反行為などありませんでした。

加えて、本事業は機構に設置している契約監視委員会による監視の対象とされており、実施状況報告については同委員会におけるチェックを受けることなど、外部評価を受ける体制も整えられております。

このような状況から、本事業については、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することは困難であるものの、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善は見込めないものと認められると考えることから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ. 1. (2)の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了とすることが適切であると考えております。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通して厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施機関、入札参加資格、入札手続、情報開示に関する事項などを踏まえた上で、引き続き機構が公共サービスの質の維持向上及びコスト削減などを図っていくことを求めたいと思います。

以上でございます。

○事務局 それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価案について御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございました。2点質問です。

資料C-1の事業評価の(5)のところに、業務の特性として、ナスバネット適性診断システム、当機構を含めた3者しか認定を受けていないニッチな業務であるという記載が

あるのですが、当機構以外に認定を受けている２者というのはどこなのかお教えいただければと思います。これが１点目の御質問です。

もう１点が、今回、運営管理業務ということですが、もともとのナスバネットというシステムの開発を請け負った事業者というのは、今回、第１期、第２期の運用管理を行っている事業者のいずれかであるのか、あるいはそれ以外であるのかというところをお教えいただければと思います。

以上、２点です。お願いいたします。

○原田マネージャー 御質問ありがとうございます。その質問につきましては、まず２点ございまして、１点目は当方、私、原田から回答させていただきます。

１点目でございますが、ナスバ以外の２者でございますけれども、ヤマト運輸ですね、ヤマト・スタッフ・サプライ、あとは警察庁でございます。その３者が適性診断機器として開発を行っております。

２点目の質問につきましては波場のほうから回答させていただきます。

○波場アシスタントマネージャー ２点目の御質問について回答いたします。自動車事故対策機構、波場でございます。

ナスバネットを開発した事業者は株式会社三菱総合研究所となっておりまして、１期目及び２期目を担当してもらった、運用を担当してもらった会社とは違う会社でございます。

○宮崎専門委員 ありがとうございます。そういたしますと、今後、公サ法による調達なのか、独自のナスバの入札監視委員会等を踏まえた手続に移行されるのかという手続面はあるかと思いますが、いずれにしろ１者入札が継続している状況ですので、例えば開発された三菱総研にも運用管理に入っていただくようにお声がけするのですとか、先ほど、同じシステムを持っていらっしゃるヤマト等に声がけするとか、参加者の取組に関してはいろいろな御努力と取組を継続してお願いできればと思っております。

○事務局 関野主査、お願いします。

○関野主査 御説明ありがとうございます。結論は良いと思うのですが、資料Ｃ－３で、落札率が、市場化テスト前と比較して、今回、前回と大きく低下しているのですが、これは何か理由があるのですか。三菱総研の価格を基準にしたとか、そういうことなのでしょうか。

○原田マネージャー 御質問ありがとうございます。その質問につきましては経理部の篁

のほうから回答させていただきます。

○篁マネージャー 自動車事故対策機構経理部会計グループの篁と申します。

先ほどいただきました質問の落札率でございますが、当機構では事前の見積りを聴取、2者以上からしておりまして、それを基に予定価格を決めさせていただいております。一番低い会社の価格について予定価格を組むようにしておりまして、その関係上、落札率が大きく低下したことににつきましては一定の競争が働いたものと考えておりますが、結果としては1者の入札となってしまったということで捉えております。

○関野主査 ということは、2者から、その見積りを取った2者というのは、もしかしたら可能性はあったということなのでしょうか。

○篁マネージャー その当時の事情は2者、取っているはずなのですが、実際に参加する意思があったかどうかというのは、ちょっとそこまでは確認していないところでございます。

○関野主査 三菱総研が応札しないのは何か方針としてあるのか、そういうことはお聞きになっていきますか。

○篁マネージャー 今聞いているところだけで申し上げますと、もう事業には参加しない意思があるというところだけは聞いたことがございます。

○関野主査 ありがとうございます。

○井熊専門委員 どうも御説明ありがとうございます。1者応札が続いているのですが、今、御指摘もありましたが、落札率が大きく低下しているので、公サ法の成果はこの面についてはあったという記述があっても良いかというふうに評価に関しては思いました。

あともう一つ、そうはいつでも1者応札なので、最後のところで、より多くの事業者が参加できるような環境整備を求めるものとするような何か申し送り事項みたいなものを書いておいたほうが良いかと思いました。以上です。

○原田マネージャー ありがとうございます。

○小尾副主査 説明ありがとうございます。今回、こういう形での卒業ということになるのは致し方ないかなと思うのですが、本来であればこれは複数者応札で卒業してほしいかということもあります。

いろいろ御説明の中で、業務が特殊だとか、プログラムの障害発生の際の原因究明が非常に難易度が高いというようなお話もあったわけですが、本来は多分こういうプ

プログラムをつくるに当たって、どういうアルゴリズムでどういうふうでどういう結果を出すかということについては、それは心理的なものからきちんとしたアルゴリズムとして定義されるものがあるのだと思うのです。それは、誰が見てもそれはそういうアルゴリズムでこういう結果が出るのだということがあるのであれば、それに基づいてこういうようなプログラムをつくってくださいという仕様書がきちんとあるはずだというふうに思います。

そうすると、いわゆるプログラムのミスによってそのあるアルゴリズム、しっかりと定義されたアルゴリズムが実装されているのかどうかをチェックすれば、本来は、ここでいう心理学についての、交通心理学の理解がそれほどなくても原因究明はできるはずだと思うのです。

それができないということは、もしかするとその仕様の中でアルゴリズムがきちんと定義されていないのではないかと。こういうふうなロジックによってこういう結果を出すということがきちんと明記されていない仕様書になっているのではないかと。このことを危惧します。

したがって、これはもう何年も運用しているものだと思いますので、この後、何年かすれば多分新しいシステムに置き換わってくる可能性があるというふうに思います。そのときには、こういうような、つくった人ではない人が管理運用するということを想定して、きちんとしたシステムをつくっていくというようなことをぜひ心に留めておいてくださいというのがコメントです。よろしくお願いします。

○原田マネージャー コメントありがとうございました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 御意見ありがとうございました。今回、評価及び実施状況報告につきまして、修正を検討するよう御指摘いただいた点につきまして、井熊委員から御指摘いただきました、1者応札が続いているものの、落札率が大きく低下しているということは公サ法の成果があったということも言えるかということで、こちらの内容を記載すべきではないかという点と、一方で、1者応札が続いているということで、引き続き実施する入札においても適切な環境整備を求めるということを記載すべきということでしたので、こちらも評価案のほうにも記載を検討させていただきたいと思います。あわせて、実施状況報告のほうの修正も検討させていただきたいというところです。

あとは、小尾委員からの御指摘でいただいております、専門知識が必要となるような

内容に関して、具体的な内容を明記した仕様書を記載することで、そのシステムを構築した者ではない者でも対応できるようになるのではないかということで、今後、新しいシステムを構築する際にその点を留めておいていただきたいということで御意見をいただきました。

こちらの以上2点でよろしいでしょうか。

○事務局 コメントないようですので、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、評価自体としましては終了ということで結構だと思いますので、後ほど書きぶりにつきまして訂正や追加、修正がございましたら、各委員に御報告願いたいと思います。本日の審議を踏まえまして、終了ということで監理委員会のほうには報告するようにいたします。本日はありがとうございました。

○原田マネージャー 本日はありがとうございました。

(独立行政法人自動車事故対策機構 退室)

(国土交通省 入室)

○事務局 続きまして、空港消防等請負業務の次期事業開始時期等の報告につき、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課空港保安防災企画室、明間室長より御説明をお願いしたいと思います。

○明間室長 国土交通省航空局空港技術課空港保安防災企画室の明間と申します。本日はよろしく申し上げます。

それでは、東京国際空港他1空港消防等業務に係る民間競争入札の事業開始時期の9か月前倒しについて御説明させていただきます。東京国際空港とありますが、これは羽田空港でございます。また、他1空港というのは新潟空港でございます。資料につきましては、資料4と資料D、これで御説明させていただきます。

それでは、資料4ですが、1、概要でございます。国土交通省東京航空局では、東京国際空港、新潟空港及びそれらの空港周辺において航空機事故、航空機火災が発生した場合における消火救難活動・救急医療活動を事業者に委託しております。「それらの空港周辺」とございますが、これは空港の中心点からおおむね半径9km内の範囲としております。本業務は、従前の調達において1者応札が継続し、競争性の確保に課題があったことから平成31年度から市場化テストを開始し、令和3年5月に事業評価を経て、現在は2期目を実施しております。履行期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日となっております。

具体的な業務を御説明させていただきたいので資料Dを御覧ください。空港消防等業務は、緊急事態の発生又はそのおそれがある事態が発生したときにおいて、人命救助を最優先とし、被害を最小限に抑えるため、国際民間航空機関（ICAO）の基準に基づいた空港及びその周辺に特化した消火救難及び救急医療活動でございます。いわゆる自衛消防でございます。

空港消防業務の実施内容として2つ、青色の四角で通常業務と、その下に緊急業務がございます。通常業務に関しましては、事故等に備えて、①出動待機、②実技訓練、③消防車等の点検・整備の予防保全、④合同演習、合同訓練でございます。

緊急業務でございますが、これは事故等が起きた場合、1つ目、緊急出動の指令、関係機関への通報対応、2つ目、航空機事故発生時の消火救難・救急医療活動、3つ目、緊急着陸機に対する警戒出動の業務でございます。その下にそれぞれ消火救難活動、救急医療活動、出動指令・通報対応の写真を掲載させていただいております。

資料4に戻っていただいて、2、の事業開始時期を前倒しする必要性ということで2つ理由がございます。

(1) アンケート調査、この結果を踏まえて、第2期入札前の業務説明会のタイミングで、全国の各空港で消防業務を実施する事業者へアンケート調査を実施し、金額以外で受注困難となる理由を尋ねたところ、業務開始までに必要となる職員の育成が困難との回答がございました。

また、そのアンケートにおいて、「受注可能である」と回答したが、入札に参加されなかった2者に対して、仕様条件や入札条件がどのように変更されたら入札に参加するかを追加で尋ねたところ、契約期間内に職員を育成できる仕様内容にできないかという回答がございました。

2つ目としまして、(2) 東京国際空港の消火救難体制の強化ということでございます。東京国際空港において、令和7年度から化学消防車を順次増加させ消火救難体制の強化を行うこととしております。そのため、増加する化学消防車のオペレーター、運転手の要員が大幅に必要となってくるところです。

資料下に化学消防車の配置計画と化学消防車の写真がありますが、この消防車を現在、4台委託しており、1台につき2名の要員が必要で8ポストとなっています。これを令和7年4月に2台増加させ12ポスト、令和8年度に1台増加させ14ポスト、令和9年度に1台増加させ16ポストの計画で、この3年間に化学消防車を4台増加させ、8ポスト

の要員があらたに必要となる計画でございます。

以上のことから、請負事業者がその必要な要員を準備し、育成する期間を設けるために、次期契約に係る入札を例年のスケジュールより前倒し、令和6年度に4か年契約を締結したいと考えております。

なお、令和6年度は準備期間として実質的な業務を伴わないことから歳出額はゼロとする、いわゆるゼロ国債としたいと考えております。

2枚目を見ていただくと、3にスケジュールを掲載させていただいております。当初予定では、令和6年12月に本委員会、令和6年12月から令和7年2月に入札公告、令和7年2月に開札、4月から契約開始というスケジュールになりますが、その下に変更したいスケジュールがございます。本日の御説明を御了承いただいた後、令和5年10月にパブリックコメントを行い、11月には入札監理小委員会で実施要項案の御審議、12月に本委員会、御了承後、12月から3月に入札公告、令和6年3月に開札、契約開始を令和6年7月からと考えております。

令和6年度は現在の契約者が業務を行っておりますので、新規契約者は、契約開始から9か月間は準備期間として、この期間に要員養成等を行ってもらうこととしています。また、長崎に国の機関の空港保安防災教育訓練センターがあり、空港消火救難の業務従事者に係る養成課程がございますので、それを受講し認定証を取得していただくこととなります。

これらの期間としておおむね6か月間、3か月間を引継や羽田空港、新潟空港での現場訓練を想定しているところでございます。

説明に関しては以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたが、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございました。1点確認なのですが、準備期間が9か月程度必要となるため契約と調達を早めるという趣旨はよく理解したところですが、令和6年度は準備期間で歳出額はゼロ円を想定するという記載があるのですが、令和6年度がゼロ円だとしても契約期間が9か月間延びますので、令和7年度以降のトータルの契約額は、そうすると、調達予定額は増加するというお考えなのか、そこは結局変わらないとお考えなのかというところはどのように見ていらっしゃるのかをお教えいただけますか。

○明間室長 御質問ありがとうございます。積算上は変わらないと考えております。

○宮崎専門委員 当然、現行の事業者と同じ方の場合は変わらない可能性もありますが、新しく入ってくると、研修や準備に係る活動が本当に無償なのかというのはあるかと思えますので、実際に見積り合わせなり、積算する際には、令和7年度以降になるにしても、金額の予算がそれで足りるのかどうかというところはよく御確認いただければと思っております。本日の審議の趣旨と直接関係ないかもしれませんが、参考までにお伝えいたします。

○明間室長 ありがとうございます。承知いたしました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

関野主査、お願いします。

○関野主査 今の宮崎先生と同じなのですけれども、計画、変更したとして、令和6年度に業者は研修を受けるのですけれども、お金は自己負担ということになるのですか。

○明間室長 御質問ありがとうございます。担当の大畑係長より説明させていただきます。

○大畑空港防災対策係長 御質問ありがとうございます。大畑といたします。

基本的に研修費用については、旅費も含めて事業者負担で行っていただいているものですので、こちらがそれを積算で見るとかそういったことは現在の事業者に対してもしておりませんので、次期契約についても同様の考えとしております。

○関野主査 アンケートで期間が欲しいということですが、研修の期間が欲しいということですが、そのアンケートの中でも、慣例として業者が持ちますということは理解されていると解釈して良いということなのですか。

○大畑空港防災対策係長 業者の方が研修の費用を見ていただけるかどうかの確認まではしていないのですけれども、基本的には、アンケートではそこまでは確認が取れていません。

○関野主査 もしかしたら費用が増える場合もあるということですか。

○大畑空港防災対策係長 その辺は協議になると思うのですけれども、現行の事業者に対してもそういう負担はしていないので、基本的には負担をする予定はございません。

○関野主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 ありがとうございます。特にありません。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、若干不透明なところもございますが、この件につきましては異存なしということにしたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

○明間室長 ありがとうございました。

(国土交通省 退室)

— 了 —